

令和元年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月13日（金曜日）午前10時00分 開議  
午後2時41分 閉会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
  - 7. 竹村 恵一 議員
  - 8. 伊藤 新一 議員
  - 9. 鈴木 明広 議員
- 日程第 4 議案第 67号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 68号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 69号 赤平市空家等の適正管理に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 70号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）の委員長報告
- 日程第 8 議案第 71号 令和元年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 72号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 73号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 11 報告第 8号 専決処分の報告について

- 日程第 12 選挙第 9号 赤平市選挙管理委員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 10号 赤平市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 14 意見書案第11号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書
- 日程第 15 意見書案第12号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 日程第 16 意見書案第13号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の規模縮小を求める意見書
- 日程第 17 意見書案第14号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書
- 日程第 18 意見書案第15号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書
- 日程第 19 意見書案第16号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書
- 日程第 20 意見書案第17号 公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書
- 日程第 21 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 22 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 67号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 68号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 69号 赤平市空家等の適正管理に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 70号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）の委員長報告
- 日程第 8 議案第 71号 令和元年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 72号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 73号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 11 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 12 選挙第 9号 赤平市選挙管理委員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 10号 赤平市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 14 意見書案第11号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書
- 日程第 15 意見書案第12号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 日程第 16 意見書案第13号 日米共同訓練の

- 規模縮小とオスプレイ参加の規模縮小を求める意見書
- 日程第 17 意見書案第14号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書
- 日程第 18 意見書案第15号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書
- 日程第 19 意見書案第16号 英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書
- 日程第 20 意見書案第17号 公立学校の教員に「1年単位の变形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書
- 日程第 21 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 22 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番	氏名	件名
7	1	竹村 恵一	1. 新たな総合計画作成に伴う市長の考え方について 2. 国の閣議決定された就職氷河期世代支援プログラムに対する当市の考え方について 3. 個性と魅力あるまちづくりについて 4. 教育行政について
8	8	伊藤 新一	1. 公共交通について 2. 雪対策について

順序	議番 席号	氏名	件名
			3. 登下校時の通学路における安全対策について
9	4	鈴木 明広	1. 赤平市公共施設等総合管理計画について 2. 生活支援の地域公共交通について 3. 臨時財政対策債について 4. あかびら市立病院の経営について 5. 公立学校への1年単位の变形労働時間制の導入について 6. 統合小学校新築について

教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
 監査委員 目黒 雅晴 君  
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君  
 委員長  
 農業委員会会長 中村 英昭 君

副市長 永川 郁郎 君  
 総務課長 熊谷 敦君  
 企画課長 林 伸樹 君  
 財政課長 尾堂 裕之 君  
 税務課長 田村 裕明 君  
 市民生活課長 町田 秀一 君  
 社会福祉課長 蒲原 英二 君  
 介護健康推進課長 千葉 睦君  
 商工労政観光課長 磯貝 直輝 君  
 農政課長 若狭 正君  
 建設課長 林 賢治 君  
 上下水道課長 亀谷 貞行 君  
 会計管理者 伊藤 寿雄 君  
 あかびら市立病院 井上 英智 君  
 事務長

教育 学校教育 大橋 一 君  
 委員会 課長  
 " 社会教育 野呂 道洋 君  
 課長

監査事務局長 中西 智彦 君

選挙管理委員会 梶 哲也 君  
 事務局長

農業委員会 若狭 正君  
 事務局長

○本会議事務従事者

議会 事務局長 井波 雅彦 君  
 " 総務議事 安原 敬二 君  
 " 担当主幹  
 " 総務議事 笹木 芳恵 君  
 係長

○出席議員 10名

1番 竹村 恵一 君  
 2番 安藤 繁君  
 3番 木村 恵君  
 4番 鈴木 明広 君  
 5番 五十嵐 美知 君  
 6番 北市 勲君  
 7番 御家瀬 遵君  
 8番 伊藤 新一 君  
 9番 東 成一 君  
 10番 若山 武信 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 渉 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番安藤議員、3番木村議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、市長から送付を受けた事件は1件であります。

委員長から送付を受けた事件は4件であります。

議会が行う選挙は2件であります。

議員から送付を受けた事件は7件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) この際、お諮りいたします。

北市議員より、昨日の本会議一般質問における発言について、会議規則第62条の規定により、不穏当な発言として次の部分を取り消したい旨の申し出がありました。

申し出部分については、質問冒頭にありました「項目の質問に入る前に」及び「それではこの考え方のもとに項目に従って質問させていただきます。」であります。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、北市議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

○議長(若山武信君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序7、1、新たな総合計画作成に伴う市長の考え方について、2、国の閣議決定された就職氷河期世代支援プログラムに対する当市の考え方について、3、個性と魅力あるまちづくりについて、4、教育行政について、議席番号1番、竹村議員。

○1番(竹村恵一君) [登壇] おはようございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

件名の1、新たな総合計画作成に伴う市長の考え方についてであります。赤平市第6次総合計画の基本構想が出され、住民懇談会でも実効性あるもの、実現できるかなどの声も聞かれていました。私も今後の赤平の方向性が決まり、今後数年間を決める大切な時期であるというふうに思って、そういう計画だというふうに思っております。

そこで、項目の1、公共施設等総合管理計画との整合性についてお聞きいたします。この計画は2016年、平成28年に作成されたもので、来年2020年に中間期を迎えます。この計画の中には必要に応じ見直しを行うとの記載もありますが、現在上位計画とされている総合計画が策定時期を迎え、また当時より人口減少や高齢者割合の変動などさまざま計画段階から変化しているというふうに思います。この計画をどのように進めていく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 第6次赤平市総合計画と公共施設等総合管理計画との整合性についてということでございますけれども、公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年から令和7年度までの10カ

年計画として策定をしておりますが、公共建築物やインフラ施設など市の保有する全ての公共施設について方向性を示しているものでございます。計画の策定につきましては、第5次赤平市総合計画、人口の推移、人口ビジョンにおける将来展望、財政状況などを考慮し、策定をしております。今年度につきましては、第6次赤平市総合計画、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の策定を行っており、各種施策の方向性、人口ビジョン、将来目標人口の設定などが見直しとなるため、公共施設等総合管理計画につきましても令和2年度において関係部署や市民の皆様と協議を行いながら見直しを行ってまいります。また、各施設ごとの個別施設計画につきましても、インフラ施設や公営住宅等につきましても既に長寿命化計画など計画が策定されておりますが、その他の公共建築物につきましては、個別施設計画が策定されておきませんので、既に策定済みの個別施設計画との整合性やその他の公共建築物の個別施設計画につきましても策定してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま公共建築物に対する答弁をいただきましたけれども、既存の個別施設計画との整合性、そして計画がないものには計画を策定していくという内容でしたけれども、当市は道内人口10万人未満の自治体と比べても公共施設の延べ床面積が断トツ高い自治体だというふうに思いますけれども、道内自治体に類を見ないぐらい大量の公共施設を抱えていると表記されました。その多くは公共用財産で、公営住宅または小中学校ということですが、この公共建築物をどのような考え方で整理されていくのか、また総合計画にはそういう点が明記されていくのか聞きたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 総合計画における公共建築物の整理の考え方についてでございますが、第6次赤平市総合計画におきましては公営住宅の管理戸数の

適正化やインフラ施設の整備、公共建築物の適正配置について記載はありますものの、それぞれの公共建築物をどうしていくのかの記載まではございませんので、先ほども申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画の見直しの中で協議、修正を図ってまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 総合計画内には公共建築物についての記載はなく、管理計画内の見直しで協議、修正を図るということですが、現段階で市長はそういう整理をしていく中で、除却費確保の考え方とか建物の再利用についての考えはお持ちではないのかというふうに感じますが、そういう点、それから令和2年の見直しと言っていますけれども、その1年間で全て計画内の見直しが行われるという認識でよろしいのかどうか、確認の意味でもう一度お聞きいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 除却費確保や建物の再利用についての考えということですが、公営住宅等につきましても計画的に除却を進めておりますが、それ以外の施設につきましても財源的な部分も含めましてなかなか除却が進んでいない状況でございます。また、建物の再利用についての考えということですが、公共施設等総合管理計画以外に現段階では考えはありませんので、関係部署や市民の皆様とも協議を行いながら、令和2年度中に見直しをしてまいります。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 建物自体は市内各町内、地区にそれぞれ点在していることもあると思いますし、先ほど言っていた除却費の確保も大変苦勞されることだと思っておりますけれども、やはり先ほど言いましたように、道内でも断トツの延べ床面積を持っていると。そういう面では、非常に管理が大変だというふうに思いますので、計画的に行っていただきたいというふうに思いますし、できることならば再利用でそういう地区や町内が疲弊に至らない

ような活用の仕方とかもそれぞれの町内会等と協議をしながら進めていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、項目の2、新たなまちづくりの進むべき方向性への考え方についてお聞きいたします。4月の統一選挙を終え、市長が市政運営を始めて約8カ月になります。その間市民アンケートを終え、先月には秋の住民懇談会も終え、市長の言われる市民の声に耳を傾ける市民に開かれた市政の方向性は見えてきたのではないかとこのように思います。新たな総合計画を打ち出す具体的な施策の優先順位はどのように市長は考えていらっしゃるのか、きのうの質問者の中で触れていた部分もありましたが、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第6次赤平市総合計画につきましては、現在各専門部会や庁内におきまして基本計画の素案について検討を行っているところでございます。住民懇談会や市民アンケート、総合計画の市民会議の場でもさまざまな意見が出され、やはり暮らしに身近な施策のご意見が多く出されているところであり、地域医療の確保、公共交通の確保、雪対策、防災などにつきましては今後力を入れるべき非常に重要な施策であると思っております。総合計画につきましては、10年間の赤平市が目指す将来像の将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示し、全ての分野を対象とした総合的で計画的な指針として策定するものであります。また、基本構想につきましては、まちづくりの基本理念について施策の大綱を示すもので、基本計画につきましては、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策及び根幹的な事業を示すものであります。個別の事業、年次計画につきましては、実施計画を策定してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁の中で今後

力を入れるべき非常に重要な施策と考えている何点かを言っていただきました。

市長が重要としている市民アンケートによると、1地区を除いた全ての居住地区で改善の優先度が高い、商業振興の認識が示されていないというふうに今の答弁では思うのですけれども、表現されなかった理由は何かお考えがあるのでしょうか。また、答弁の総合計画基本構想、基本計画の説明や実施計画を策定していかれることも理解しますが、市長がまちづくりの先頭になり、この赤平をどのように導いていく考えで計画の策定に挑まれるのか、何を最も最優先と考えていくのかというのをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私の市政運営に対する考え方につきましては、住民福祉の向上を主軸に考えておりまして、住民主権、住民参加、住民福祉の諸原則の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。商業振興、地域医療の確保、公共交通、除雪などの暮らしに身近な施策も大事であり、また水道事業の計画的な取り組みなど財政状況も勘案しながら、持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 市長、住民福祉の向上という表現ですけれども、行政の方々はこの表現で思い描くものがわかるのかなというふうに思いますが、市民の方や本日いらっシャっている傍聴者の方々がわかりやすい表現で住民福祉というのはどういうことを行っていくのか、住民福祉の向上ですね、それについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 住民福祉の向上についてでございますけれども、福祉と申し上げますと大枠ではひとしく保障されるべき安定した生活ですとか社会環境、これらについて、また社会福祉、そして地域福祉という大きな枠組みあるかと思うのですけれど

も、私が申し上げております住民福祉を向上させるということは、つまり現在営まれている生活状態よりもよりよくするということであります。したがって、住民の福祉を向上させるためどのような手段、方法を講じたらよいかを深く考えるには、まず第一に現在の状態がどのようになっているかを知ることが必要であると考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 言われていることは非常によくわかります。市内全域の市民の方は、今の生活よりよくなるのが一番ありがたいことだというふうに思うと思いますので、市長の言われていることは非常に明るい未来を指しているのかなというふうに思いますけれども、ただしかし、先ほど言われたように、アンケートの結果でも非常に多くの分類されている取り組まなければいけない課題があると。その中で、では財政面をどうするのかということを考えて上で最も優先されていくことを選択が問われてくるというふうに思いますので、その中で、では何を選択していくのかというのはまたこれ非常に大変だというふうに思います。市長が向かっていこうとしている、まちづくりに対して決して私たちも反対しようと思っておられませんので、明確に具体的なことがわかれば、我々もそれに向けて力の一つにしていきたいというふうには考えますが、やはりそういう具体策が出てこなければ、まだまだ我々もどうしていくのかなという不安の部分があると思いますし、特に市民の方々はどういうまちになっていくのかという不安が出てくると思いますので、しっかりとした協議の中でこれからの大事な第6次の計画が早く作成されることを期待したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

要旨の2です。今の前の質問の優先順位も踏まえた中であえてお聞きいたします。この赤平に住んでもらえる方をふやす施策をどのように市長は考えていかれるかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平に住んでもらえる方をふ

やす考えや施策をどのように考えるのかということでございますけれども、これまでも赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において人口減少に歯どめをかける、赤平に人を呼び込むとしてさまざまな施策を実施してまいりました。その中でも成果の出ているもの、またそうではないものなどがございまして、第2期の総合戦略策定に向け、まずは効果検証を行った上で第6次赤平市総合計画の重点プロジェクトと位置づけてまいります。住んでもらえる方をふやすということにつきましては、住宅や子育て、教育、雇用などさまざまな要因が重なり合うものだと思っております。直接的な施策といたしましては、民間賃貸住宅建設、リフォーム、土地購入助成事業並びに民間賃貸住宅家賃助成事業等につきまして、財政負担を考慮しながら支援制度を検討し、その推進を図ってまいりたいと考えております。また、移住定住に関心を持つ人に対応できるようワンストップ窓口の強化を図ることや空き家情報バンク、企業の求人情報サイトなど情報提供や相談体制の充実も図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 住んでもらえる方策ということで、施策ということで今述べていただきましたが、答弁の中で移住定住に関心を持つ人に対するワンストップ窓口の強化ということが述べられましたが、これは移住定住に関心を持つ方に対応するワンストップ窓口という認識なのか、それとも全庁舎内での全課含めた中でのワンストップ窓口という認識でよろしいのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほど答弁いたしましたワンストップ窓口につきましては、移住定住ワンストップ窓口のこととございまして、企画課が担当しておりますが、ジョブリポウウェブ版のサイトがオープンし、あわせて労働局に無料職業紹介所の届け出を提出していることから、移住等の希望者で就職を探し

ている方に求人の紹介ができるということで、移住定住に関心を持つ方への対応の強化を図っているところでございます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。この後実は別でワンストップ窓口の質問がありますので、ワンストップ窓口についてはこれで終わりますけれども、赤平に住んでもらえる施策については、さまざまな要因が重なり合うということはやはりわかっておりますけれども、しかし住んでもらえる方をふやすためには関係する全てのことをクリアしていかなければいけませんけれども、全てをクリアするというのもまた無理なことではないかなというふうに思っています。ですから、その中で何か一つでも赤平ならではのほかにない何か売り出せる施策というのを考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。いずれの行動もやはり、先ほど来言っているように、財政負担が考えられます。あらゆる支援制度を検討していただきながら行ってほしいというふうに思います。

赤平に住んでもらえる方をふやす施策の一つとして私提案したいことがあります、その前に先月行われた住民懇談会のある会場で参加された女性の方が一番の問題は産婦人科がないことだと思う、文章長いので、途中飛ばしますけれども、人を呼び込みたいのであれば産婦人科をつくったほうがよいと思うということで質問されたというふうに思います。記憶されているというふうに思いますが、そのとき副市長は地方に医師がなかなか来てもらえない状況、産婦人科は特に、これも中の分抜きますけれども、ハードルが高いという状況もご理解いただきたいと答弁されました。質問された女性の方は来場して、勇気を出して質問したのだというふうに私は察しますけれども、今の副市長の答弁を聞いたときにその女性は質問したのに、ではどうすればいいのでしょうか。市長は、努力はしていきたいとすかさず重ねて答弁しております。産婦人科の医師の確保が

難しければ、妊娠、出産する人への助成制度などの検討があるべきではないかと私は思っております。大変なのは私も理解するところでありますので、医師確保をやっていращやるのは重々存じ上げておりますが、やっているけれども医師が来ないからダメなのだという答えでいいのでしょうか。そういう意味では、私は妊産婦医療費制度の助成制度をぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、この助成制度を検討していただきたいと要望して、この質問は終わりたいというふうに思います。

続きまして、要旨の3番目ですが、高齢化率47%を迎える当市ですけれども、高齢化が進む我が町のこれからの行政サービスのあり方を考えたとき、庁舎へ訪れる方々も高齢者の方がふえ、誰かについてもらう方もふえる状況は目に見えているというふうに思います。そこで、高齢者に優しいまちとして、先ほども話に出ましたが、1カ所で対応が済むワンストップ窓口という取り組みが親切な対応ではないかというふうに思いますが、思い切った行政改革というチャレンジとして考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 窓口サービスのワンストップ化についてでございますが、ワンストップ窓口は自治体での各種手続の際、市民の窓口を複数から1つに集約いたしまして、例外を除きましてワンストップで手続が完結するという取り組みでございます。窓口業務の改善策として注目を集めている。道内では北見市が導入されているのではないかなと考えております。一方、総務省では平成27年に行政改革の一つとしてワンストップ窓口の導入を推奨しておりますけれども、組織や職員体制、変更の難しさなどから、実際には導入をしている自治体は多いとは言えない状況にもあるように思います。本市におきましては、窓口サービスをワンストップ化することにより手続にかかる時間や負担が軽減され、住民サービスの向上が図られると考えられ、また今後も進む高齢化に向けて高齢者に優しい窓口サービスを



進めていく必要があるとも考えております。ワンストップサービスの実施につきましては、課題となる届け出、申請等の手続や窓口の運用体制の見直し、職員の育成等について検討することが必要となりますことから、既に導入している他自治体の例を参考にしながら導入の可能性について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁にも出ましたけれども、道内では北見市が先進的に取り組んでいるようでございます。実は先日その北見市に研修視察が行われるチャンスがあったのですが、残念ながら私は参加できなかったのです。ですから、お話を聞くことができなかったのですが、どうかそういう先進地の研修をするなり、情報を得て検証するなりしていただきたいというふうに思いますが、総務省で推奨していながら、導入自治体が多いとは言えない、いわゆる少ないということです。少ない理由は、答弁で示されたとおり、組織や職員体制の変更の難しさなどということで、行政側の理由が多いのではないかなというふうに思います。市長は先ほどの質問でワンストップ窓口の強化を図るということもおっしゃっていましたが、先ほど移住定住に特化したという話でしたが、先ほど来言っているように、高齢化が進む我がまちです。答弁でも高齢者に優しい窓口サービスを進めていく必要があるというふうに考えていらっしゃるという答弁でしたけれども、私はこの答弁の最後にありました可能性について研究したいということはイコール今はやらないということで今まで認識してきております。導入に対して今はやらないという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワンストップ窓口の導入についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、導入に際して検討する課題が多くありますことから、可能性については研究してまいりたいと

いうふうに考えておりますけれども、早期の導入は難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 それは、行政内の改革が難しいというふうに捉えざるを得ないような気がします。このワンストップ窓口というのは、やり方、取り組み方というのはいろいろあると私も資料を見て思いました。必ずしも行政内でスペシャリストをつくらなくてもやれる方法もあります。しかし、一番市民の人に対してありがたいのは1人のそういうスペシャリストをつかった窓口で対応するということですが、なかなかそういうのは時間がかかるというのも資料にも書いていました。しかしながら、市民サービスの向上というのはそういう行政改革が進んだからこそ市民にサービスの向上が与えられるというふうに私は思っております。今の答弁ではやらないのだなというふうに認識しておりますけれども、どうか市民の方々のサービス向上のためにワンストップ窓口の取り組みを進めていただきたいと。そのためには行政改革が必要になりますので、1つの課だけでは無理な話ですから、それぞれ連携をとってやっていただきたい。職員の方々に負担を強いることにもなるかもしれませんが、市民サービスの向上ということが必要ではないかというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。

続きまして、件名の2に移ります。件名の2、国の閣議決定された就職氷河期世代支援プログラムに対する当市の考え方についてに入ります。先日関東圏でお話を聞く機会がありまして、内閣官房と厚労省の方から説明を聞いてきました。我がまちの移住定住対策へぜひ結びついていく施策に発展しないかというふうに思ひまして、この質問をさせていただきます。項目1、集中支援期間における当市の対応についてお聞きいたします。本年6月に閣議決定がされた骨太方針2019において政府挙げての本格的支援プログラムである就職氷河期世代支援プログラムは、現在30代半ばから40代半ばの雇用環境が厳しい

時期に就職活動を行った世代と言われ、不本意ながら不安定な仕事についている、または無業の状態にあるなどさまざまな課題に直面している方への3年間の集中支援策です。プログラムには就労面への支援、例えば出口一体型というプログラムや福祉的な面への支援、アウトリーチの展開、これは相手方へ出かけていくことですけれども、それぞれ分かれた支援策が方向づけられております。市内企業との連携などによって、こういった世代への施策の展開で市内への移住定住へ結びつけへの一歩とならないかどうかという考え方、また今後は会計年度任用職員制度というのが始まりますけれども、行政職員の登用などにも該当していけないか、あわせて考えをお聞きいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 就職氷河期世代への支援プログラムについて、政府は国家公務員への中途採用を実施するなど積極的に取り組む考えを示していると思います。また、兵庫県宝塚市では市町村で初めてこの世代に限定した正規職員を採用する取り組みを行い、400倍を超える応募があったとニュースでも取り上げられ、大きな話題となっております。赤平市の職員採用につきましては、退職補充とし、ここ数年は2、3名の募集に対し10名程度の応募がございますけれども、新卒者が多く採用されてございます。年代別職員では40代、50代が多く、30代が少ないのが現状で、今後は技術職の採用などを含め、国や道の動向も踏まえた上で採用方法の検討をしたいと考えております。

市内企業につきましては、平成30年度に実施した労働基本調査の結果、正規従業員の新採用者数は152人で、離職者数の138人より14人の増となっております。市内居住者については、1,958人中930人で、割合は47.5%と市外からの通勤者が上回ってございました。転入、転出については、新規採用者も含め市外からの転入が30名、転出が13名で、さらに退職と同時に市外へ転出された方も12名おまして、トータルでは5名転入が上回り、少ない人数ではあります

が、人口減少が進む中、各企業での転入出では5名増となっております。今後企業への支援制度の周知とともに、現状を踏まえ、関係団体等とも連携を図ってまいります。また、現在も企業版ウェブサイト、ジョブリポ！赤平のシゴトで求人情報を出している企業もありますことから、地元企業へ就職を希望する方々へ周知とともに、移住定住施策とのマッチングを図りたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 市内企業の状況を踏まえて支援制度の周知と連携、移住定住施策との整合性を図っていただけるという答弁でしたというふうに思いますので、集中期間中の対応ができることを非常に期待したいというふうに思います。また、職員採用に対しましても重ねて答弁をいただきましたので、そういう点では今後の動向をしっかりと見ていきたいなというふうに思います。よろしくお聞きいたします。

続きまして、件名の3、個性と魅力あるまちづくりについてに入ります。市長は、6月議会でも炭鉄港に対して炭鉄港推進協議会の会長という立場から取り組みについての答弁をしておりました。

そこで、お聞きいたします。項目の1、日本遺産認定後の今後の考え方についてお聞きいたします。炭鉄港推進協議会の構成自治体の一つとして、また現在は会長になっている自治体の長としての今後の炭鉄港のストーリーの方向性などどのように協議会のほうでは考えていらっしゃるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 炭鉄港推進協議会の構成自治体の一つとして、また現在会長になっている自治体の長としての方向性と考え方ということでございますけれども、炭鉄港推進協議会につきましては13市、町や3総合振興局、各観光協会、商工会議所、オブザーバーとして3開発建設部をメンバーといたしまして平成30年7月に設立し、赤平市が会長として就

任し、本年5月20日に日本遺産の認定を受けたところでございます。今後の取り組みにつきましては、炭鉄港推進協議会において事業を展開してまいりますが、北海道、また各市、町は10万円の負担金を拠出し、文化庁の補助金を活用しながら日本遺産の周知と各地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。今年度につきましては、炭鉄港普及啓発事業として各地域におけるフォーラムの開催、次世代伝承のための副読本の作成、炭鉄港ガイド養成事業、パンフレットの作成、カード型リーフレット、いわゆる炭鉄港カードの作成を現在進めているところでございます。会長としての本協議会の方向性をどのように考えているのかということでございますけれども、国における補助事業が3カ年と期限が限られているため、3カ年で集中的な取り組みを行ってまいりたいと思っております。各自治体との連携につきましても、それぞれの構成文化財を通して周遊できるように促し、効果的な事業について協議をしてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕文化庁の補助金を活用した日本遺産の周知、各地域の活性化ということでございますけれども、その周知とはどのような動きになるのか。この文化庁の補助金というのは、先ほど言われていた国における3カ年の期限付きの補助事業に当たるものなのかなというふうに思うところですが、この期限の3カ年の各年次の計画とかはもう既につくられているのでしょうか。もしあるとするならば、その中で構成している本市はどのような動きが必要になっていくものなのか、また各地域の活性化とは例えば赤平で実施することに例えるならばどのようなことが想定されていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君）文化庁の補助金につきましては、日本遺産に登録になった年から3カ年という期限付きの補助金でございます。この補助金につきましては、単独の市、町で行うものではなく、構成文

化財全般にわたる事業が対象になるものであります。補助金の活用につきましては、炭鉄港推進協議会におけるワーキングチームにおいて各種事業の協議を行うもので、令和2年度の事業につきましては今月の末にワーキングチームが開催される予定であります。各地域の活性化ということでございますが、日本遺産につきましては各地域に点在する遺産を面として活用し、発信することで地域活性化を図ることが目的であります。フォーラムの開催や副読本の作成による日本遺産の普及啓発、またパンフレットや炭鉄港カード等のPR事業等を通して認知度を上げることにより、周遊を促し、多くの方が赤平市を訪れていただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕私も先ほど最初のほうに質問している内容の中でも言わせていただいたとおり、行政サービスを上げるために財政負担が伴うということも考えられる点から、こういう文化財の活動に対して新しい動きの中でお金がかかっていくというのは厳しくなっていくのではないかと、いうふうに認識はしております。ですから、こういう協議会を構成している各団体の中でどのような状況がつかれるのかというのをやはり考えるべきかなというふうにも思っていますし、我がまち単独で何か考えるべきことは難しいというふうに思っていますので、ぜひとも協議会で考えていってほしいなというふうに思いますけれども、振興局長と先日お話しする機会があって、炭鉄港の話が出まして、振興局長はやはり中心となる自治体、いわゆる会長のまちがどのように考えていくのかというのが協議会の進みが変わっていくということではないかというふうに思っているという話を聞いてきました。日本遺産認定に至ったわけですから、協議会内での協議や動きは会長になっている分積極的に連携をとって市民とか市内にも関係自治体全体でも盛り上がるように、今まさにお話を聞くとポスターが作成されたり、シールが作成されたりしているようですので、そういうのが市民や市内の中で認知されるような、

日本遺産を持っているまちなのだということをもっとは知ってもらおうという、大切なことだというふうに思いますので、ぜひ努力していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、件名の4、教育行政についてに入ります。高橋教育長におかれましては、今後の赤平の教育へ対しての取り組みのかじ取り役として非常に期待しているところではございます。前教育長から引き継いだ中で、教育長の考えをお聞きしたいというふうに思います。項目の1、学校教育のあり方についてお聞きいたします。当市の学校教育の状況をどのように捉え、どのような施策に取り組んでいられるのか、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

当市の学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査におきまして一部の小学校では全国平均を上回るなど、わずかではありますが、着実に学力が向上しているものと考えております。このことから現在行っております子ども塾及び公設学習塾につきましては継続をしていきます。学校では、児童生徒の授業への集中度や学習意欲を身につけなければなりません。そのため、児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、基礎的、基本的な知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成に主体的に取り組めます意欲のある教職員に対しまして、教職員のスキルアップを目指して、先進地の視察が必要であると考えております。先進的な取り組み等を把握し、今後の赤平の学校教育に反映させ、学力、体力の向上を図ることが重要であると考えております。また、授業を行うにも事前準備が必要であり、余裕を持って授業に取り組める体制づくりが必要であります。教職員の負担軽減を目的といたしまして、校務支援システムの導入などを今後検討してまいります。システム導入により授業の準備や子供たちと向き合う時間の確保、残業時間の抑制など教職員の働きやすい環境整備にも力を注いでいきたいと考えております。

以上、本施策の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま学力面、それから子供に対する面、教職員に対する面、そして教育全体への面など教育長の考えをお聞きすることができました。答弁の中で校務支援システムの導入の今後の検討ということではございますが、このシステムは私も調べさせていただいたら道では平成24年から、道内では石狩管内の4自治体、28小中学校で平成27年から導入されているわけです。なぜ当市は現在まで導入に至らなかったのか、またなぜ今検討に入られたのか。教育長が就任する前の過去の話でしょうか、課長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

道教委が推奨している校務支援システムの現在の導入状況を申し上げますと、石狩管内の6市は全て導入済みであります。空知管内は10市中滝川市、深川市、美唄市の3市のみが導入しており、石狩管内に比べるとおこなっている状況と言えます。導入していない自治体の多くは、初期費用を含めたランニングコストが高額であることを一番の理由に挙げております。本市においては2年ほど前から検討を進めてまいりましたが、システムの導入が教職員の負担軽減につながることは理解するものの、校長会からの積極的な要望もなく、費用が高額なこともあり、導入には至っておりません。しかし、この校務支援システムも年々機能が改良され、教職員の働き方改革に有効な施策であることも認知される中で、空知管内の自治体でも導入の機運が高まりつつあり、本市も校長会と再度協議したところ、早期に導入してもらいたいという要望を受けたところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁

を聞きますと、校長会から積極的な要望もなく、費用が高額だと。だから至っていなかったということのようですけれども、私は教育行政は、特にいつも質問で言わせていただいておりますけれども、市教委からのアプローチはしていかないのかということを進めてほしいということで話をしているというふうに思っております。今回のシステム導入も最終的には高額だといながらも投げかけをしたら、校長会も早期に希望されているというわけです。よいと思われるものを市教委から各校へアプローチして、協議してもらいたいというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、やはり学校側から市教委のほうに要望するというのはなかなか敷居が高いといえますか、難しいというふうに耳にしております。予算がないというのは学校側もわかっておりますので、いろんな面で言いづらいう話を聞きます。ですから、ぜひ教育長、現場の声を聞きに行ってください、その声を聞いた後にしっかり協議をして、進めていただきたいというのをお願いして、この質問は終わりたいというふうに思います。

次に、要旨の2です。3年後には小学校統合が終え、小中各1校となる予定ですが、今後の当市の小中学校の教育と幼児教育の関係性をどのように考えていかれるかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校教育では、幼小中高大の円滑な接続の必要性が話題となっており、これからの時代を背負って立つ子供たちに求められる資質、能力を効果的に育むための環境整備が進められております。それに関連しまして、幼稚園教育要領では幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にし、小中学校学習指導要領では小学校入学当初の円滑な接続を期したスタートカリキュラムや幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続の重視が位置づけられております。また、高等学校教育改革及び卒業以降の教育や職業

との円滑な接続についても学習指導要領に明記されております。そのようなことを考えますと、幼児教育から職業につくまでの系統的な指導がますます大切にされる時代を迎えていることは明白であります。本市の学校教育で目指している小中一貫教育はまさしくその理念に基づくものであり、工夫した教育活動が系統性を重視して進められる学校の姿を追求していきたいと考えております。また、それぞれの教育効果を高めるため、その子供がこのように育った、このように力をつけたなどの成長記録がとても重要であり、それぞれの学校間の円滑な接続には必要不可欠であると考えております。このような成長の記録を有効活用しながら、幼小中での系統的な指導が息づく学校教育の姿を追求するため北海道教育委員会の協力を得ながら、市教委としての支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 円滑な接続、系統性などの追求ということで答弁をいただきましたけれども、簡単に言うと具体的にはどのようなことが挙げられるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

幼児期の教育はその後の学校教育の基盤となるものであると教育評論家の強い主張をよく耳にします。幼稚園教育では、幼児期にふさわしい生活を通して生きる力の基礎を育むことが求められております。幼稚園の教諭は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を念頭に一人一人の子供たちに向き合い、目指す姿に導いております。そのような指導を通してさまざまな場面で見られた子供たちの成長しつつある姿を記録しているものが幼稚園幼児指導要録であります。そこには、大きく力を伸ばした姿や称賛できる姿、今後に期待する姿など指導上の参考になる具体的な記述がされております。1年が終わるころには幼稚園の内部ではこの要録をもとに次の担任

と引き継ぎが行われ、新年度4月からはこれらの記述を参考にしながら幼稚園の終わりまで育ててほしい姿を念頭に新たな気持ちで一人一人と向き合うこととなります。その流れで小学校にしっかりと引き継ぐこととなります。この流れは保育所においても同様でありまして、成長の記録を書きとめながら子供たちを目指す姿に導き、指導を引き継ぐ熱意はとて強いと感じております。幼稚園も保育所も家庭も幼児期の学びの視点から見ますと、生きる力の基礎を学ぶ大切な場面であり、学校教育を円滑に進めるための準備をしていただいていると言えます。教育委員会としましては、幼稚園と小学校、保育所と小学校の引き継ぎが円滑に進められますよう市長部局との連携を深め、学校教育が円滑に展開できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕非常に多分大切なことを読み上げていただいているのだというふうに思うのですけれども、具体的にはでは何がどうやってやっていったら円滑に進むのかというのがなかなか感じ取れない部分もありますけれども、要は幼稚園、保育所の子供たちの記録をしっかりとって、それをもとに小学校との連携をとり、小学校での児童の記録をしっかりとって、それをもとに中学校との連携をしっかりとりたいということを書いていってしまうのではないかなというふうに、僕はそういうふうに認識をしたのですけれども、小学校に上がってくる子はやはり幼稚園と保育所とそれぞれ管理下が違う環境から1つにまとまっていくという点がありますので、そういう面では接続の環境整備がこれからは必要になってくるというふうに思います。また、きのうにも出ていますが、学力向上の面でもさまざまな要因の中から貧困の格差が生まれてくると。当市は高校がありませんので、特に小学校から中学校への接続の環境整備、いわゆる1校になりますので、どうしても同じ空間の中で子供たちは成長しながら上がっていくということになりますから、

そういう中ではしっかりとした接続の環境整備が必要になってくるというふうに思います。答弁にありますように、幼小中の系統的な指導が必要になるのだなというふうに考えるところでございますが、そういう幼小中の系統的な接続の環境整備が必要だというふうに思われるのであれば、答弁でありましたように、最後にありますように、ぜひ市教委と市長部局との連携もスムーズにしっかりと行っていただいて、今後の対応に当たっていただきたいというふうに思いますので、どうか市長、教育長、よろしくお願いいたします。

次に、項目の2、学校教育と社会教育の関係性についてお聞きいたします。当市も協議会の設置が努力義務化されてから本年に学校関係者評価委員会を学校運営協議会に発展させ、地域とともにある学校づくりを目指して、コミュニティ・スクールについて前教育長が方向づけをしました。高橋教育長におかれましてもそのコミュニティ・スクールに対しての認識と考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みであります。そのためには、学校の動きを知る、地域の願いを知ることが大切と考えております。相互理解を深める場を積み重ね、子供たちの学びの充実のため地域住民としてどのようなかわりができるかについて話し合い、少しずつ熟成させていくことを計画に位置づけております。初年度に当たる今年度は、相互理解を最重点に掲げ、それを基盤に地域全体で教育活動を支援するために何ができそうかについてそれぞれの立場で考えていくことになっております。6月、9月、2月、3月の4回にわたり計画した会議ですが、そのうち2回が終了いたしました。学校からの説明が具体的なものとなったため、想像以上に相互理解が深まりつつあると感じております。今後につきましては、地域住民が

学校教育に参画することで生きがいや自己有用感を体感できるように熟議を積み重ね、支援の輪を一步一步広げていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕市教委側としては想定以上に相互理解が深まりつつあるということで認識をしていらっしゃるということでございますので、学校と児童や生徒、先生と地域、または児童や生徒と地域などの関係がどのように築かれていくのかというのがコミュニティ・スクールの大切さが関係してくるといふふうに私は思っております。当市のように小さなまちでも子供たちが自分のまちに愛着を持ってまちや地域を守っていこうとする気持ちを持つこと、これが私は市長が先ほど言われた持続可能なまちへつながっていくのではないかなといふふうに思います。ですから、このコミュニティ・スクールというものがそういう教育の場になることを非常に私は期待しておりますので、どうか、先ほども言いましたが、市長部局との連携も密にしながら、コミュニティ・スクールの円滑な運営状態が保てるようお願いしたいといふふうに思います。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序8、1、公共交通について、2、雪対策について、3、登下校時の通学路における安全対策について、議席番号8番、伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕通告に基づき質問いたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

件名1、公共交通について、項目1、地域住民の移動手段の確保について、要旨1、過疎化が進む自治体の地方公共交通につきましては、人口密度が低

くなるにつれ公共交通の利用者は減少し、不採算路線となり、減便、路線の廃止につながるなど大きな課題となっております。交通弱者と言われる方々の生活の足である移動手段の確保につきましては、各自治体により環境や条件の違いはありますが、実施検証している自治体、既に実施している近隣自治体もあります。当市でも高齢化がますます進んでいく中、移動手段の確保ということで、公共交通に関しては私のほかに何人もの同僚議員から幾度となく質問がありました。答弁では、当市においてはJR、空知中央バス、ハイヤー会社、生協バスなど一定程度の公共交通は確保されていると。調査、検討あるいは研究を行ってまいりますとのことで、何ら進展がなかったと思っております。このたび畠山市政が誕生し、公約であるアンケート調査を行い、その結果が出ました。公共交通の確保で不満に思う施策の第2位、重要度が第4位、そして力を入れるべき施策では第3位となっております。アンケート調査について、畠山市長は所信表明で赤平市の現状や問題点、将来の方向性等分析を行った上で新たなまちづくり計画の参考にさせていただきたい。政策や事業の可否を問うものではなく、基礎資料となるものと言われました。しかし、この結果から畠山市長がよく話されている政策を行う上での科学的根拠は明確になったと思っております。当市においても高齢者比率が高い中で、バス停留所、駅までの移動距離が長い移動空白地域に住んでいる移動が困難な方々が生活をしていく上で、必要な移動手段の確保に取り組んでいかななくてはならないと思っております。9月の第3回定例会では、同僚議員の質問に対して公共交通の視察に行くとの答弁がありました。私は、この問題に対してやっと一歩進んだと認識していますが、視察を終えて、その後の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 移動が困難な方々の交通手段の確保についてということでございますけれども、中空知広域市町村圏組合の中でも共通課題というこ

とで、中空知の各自治体の担当者が免許返納に対する交通手段の確保や乗り合いワゴン、地域で支え合うサポートスタッフによる無料運送などさまざまな公共交通を実践している先進地を視察してきております。また、さまざまな交通体系において実施したものの、運行廃止になった要因などの実体験もお話をいただいたと報告を受けており、さまざまな地域交通の形態があり、他の地域での成功事例が赤平市に当てはまるとは言えず、その地域に合った交通体系のニーズをしっかりと把握する必要があります。その後の進捗状況と今後の取り組みについてということでございますが、各議員からの質問に対しましても検討を進めていくと答弁しておりまして、今年度行いましたアンケートの結果につきましても重要度が高く、赤平に合った交通体系をしっかりと検証する必要がございます。今回のアンケートでは、市民の公共交通に対する不安が浮き彫りになったところでございますけれども、もっと具体的なアンケートをとる必要もございまして、現在各種バスの乗降調査やヒアリング調査、乗り継ぎ環境など具体的課題を整理し、それを解決するための方策を調査する必要があります。また、新たな公共交通を運行するためには実証運行も必要となりますが、そのためには北海道運輸局札幌運輸支局や国道、道道、市道の道路管理者、警察、JR、バス、タクシーなどの交通関係者、町内会、商工会などで構成する地域公共交通活性化協議会を設置した上で協議を行い、札幌運輸支局に届け出なければ運行ができないことから、時間を要してしまいますが、赤平に合った交通体系を関係者とも十分議論を重ねて取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で新たな公共交通を運行するためには実証運行も必要となる、また北海道運輸局札幌運輸支局や国道、道道、市道の道路管理者、警察、JR、バス、タクシーなどの交通関係者、町内会、商工会などで構成する地域公共交通活性化協議会を設置した上、協議

を行い、届け出しなければ運行ができないということでもありますけれども、時間を要するとのことではありますが、そのことを踏まえた上でこの件に関しましていつから取り組もうと考えているのかまずお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほども申し上げましたとおり、具体的なアンケート調査や各バスの乗降調査、ヒアリング調査等を行った上で地域公共交通活性化協議会の設立、実証運行など時間を要してしましますが、令和2年度から取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、令和2年ということはすぐに取り組んでいただけるということで、市民の要望にやっと応えられるのではないかと思います。当然赤平市に合った交通体系を検証する必要があると私も思っております。新聞報道でもあったように、空知中央バスにおいては不採算部門を抱え、さらには運転手不足により路線維持が大変厳しくなってきております。また、JRについても単独では維持することが困難な線区として、この先どうなるかわからない状況であります。そのような中で、交通弱者と言われる移動困難者は今後ますますふえることが予想されます。今後具体的なアンケートの実施や調査、申請には時間を要するものと思われませんが、市民アンケートで力を入れてほしい政策第3位ですので、公共交通の開始が一日でも早くできるよう申し上げ、この質問を終わります。

続きまして、要旨の2です。この質問は昨日同僚議員が、ちょっと要旨の部分でかぶっているところありますけれども、件名、項目が違いますので、あえて質問をさせていただきます。赤平市では、日曜日から木曜日午前2時から午前7時までの間と金曜日、土曜日の午前3時から午前7時までの間はタクシー会社が営業していない移動空白時間帯があります。そのため、救急車を呼ぶまでもないが、夜間救



急外来を受診しようとしたとき、あるいはタクシーで来たが、受診後には営業時間が終了し、帰宅できなかったため、その時間の交通手段の確保ができなかつたのかとの声があり、昨年6月に質問をさせていただいております。そのときの答弁では、深夜から早朝にかけてハイヤーを利用される方も少ないことから、事業者にとっては採算が合わない時間帯であると思っている、企業努力をお願いしたいところではあるが、24時間の営業は非常に厳しいのではないかと考えている、ハイヤーが動く時間までは病院で休んでいただくという対応をしているとのことであります。その後住民懇談会で同じような要望があり、昨日の質問でもありましたけれども、ことしの10月の住民懇談会でも深夜に家族が病院に緊急搬送されたときハイヤーが動いていないので、付き添いの人が帰ろうとしたときに帰れない、この状況を何とかしてほしい。せめて1台ぐらいは動かさないのかとの質問がまたありました。そのときも私の昨年6月の質問と同じように市民に答えておりましたが、市民からは同じような要望が多く聞こえてきますので、公共交通の充実という観点からもう一度質問をさせていただきます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 公共交通空白時間帯における夜間救急外来の交通確保対策についてでございますが、これまでも議員から、また住民懇談会等においても質問をいただいております。昨日もほかの議員から同様の質問があったところでございます。昨日と繰り返しの答弁となっておりますが、あかびら市立病院の対応といたしましては、救急点滴室などでハイヤー運行までの間休んでいただくという対応をさせていただいているところであります。市立病院においてハイヤー休止時間における来院の患者数は一月で6.6人、うち救急車による搬送は3.1人となっております。3.5人はご自分で病院に来たということでございます。6.6人のうち入院や転院、死亡等で帰らない人を差し引きますと、3.3人が処置を終わり、帰宅してもいい方となりまして、この中には車等ご

自分で帰宅できる方も含んでいるため、帰るに帰られなかった人数というのは正確に把握することはできておりませんが、看護師によりまず聞き取り調査におきましては、タクシーがないため休んでいただいた患者数につきましては2カ月に1人ぐらいの頻度というのが現状でございます。市立病院による送迎対応、またタクシー会社への委託等につきましては、運転手の確保等、体制を整えるためには相応の費用がかかりますことから、現段階では市立病院においてハイヤー運行までの間休んでいただくという対応でご不便をおかけいたしますが、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの質問に対しての答弁は、昨日の同僚の議員にも答弁されていたものと同じと。また、昨年6月、あるいはことしの住民懇談会においても答弁されていた内容とまるきり変わっていないということでございます。病院の救急点滴室などでハイヤー運行までの間休んでいただいているとのことでありますけれども、病院での対応については市民からも大変感謝されているところであります。しかし、あくまでも公共交通の空白時間帯をなくすということではなくて、これは代替策での対応であると思っております。先ほど市長のほうの答弁でことし4月から11月までですか、11月までのハイヤーの休止時間における来院の患者数は一月平均6.6人、そしてタクシーがないため休んでいただいた患者数につきましては2カ月に1人ぐらいと、このような答弁で、確かに少人数ではあります。しかしながら、市民からの要望は常に聞こえてまいります。中には自家用車で行きたくてもお酒を飲んでしまい、運転ができず、朝まで我慢をして病院に行ったという話も聞いております。これ具体的なアンケートとっていないので、市長がおっしゃる科学的根拠、ちょっとこれ証明されないのですけれども、この空白時間帯については病院だけではなく、朝早い時間のJRを利用しようとしても駅に行くまでの足がないという話も聞こえておりま

す。というのは、ハイヤー会社の運行電話の受け付けが午前7時からということでございます。ということは、上り方面、上りになりますね、上り方面、6時48分、それと7時13分のJRにも乗れなくなる可能性が出てまいります。公共交通の空白時間等については、地域住民の移動手段の確保という観点から私は今後検討していかなければならない課題の一つであると思っております。地域公共交通活性化協議会を設置するとのことでありましたので、ぜひともこの空白時間帯についても一緒に協議していただくことを申し上げ、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、件名2、雪対策について、項目1、除排雪について、さきのまちづくり市民アンケート調査結果におきまして、雪対策も先ほどの公共交通問題と同じように重要視されております。施策の重要度は68%で、第2位となっております。また、今後赤平市が力を入れるべき施策の優先順位も第4位となっております。この結果からも除雪対策は市民が重視している重要な施策の一つであると思われまます。除雪対策といいましても、それぞれの生活状況で違ってくるとは思いますが、その中でもよく耳にするのが道路の除排雪問題であります。市道の交差点、市道と道道の交差点、市道と国道の交差点で除雪された雪が特に高く積み上げられ、見通しが悪いため車を運転する方や歩行者が大変危険であるとの声であります。道路管理者が違い、除雪時間も違うことから、対策が難しいと思いますが、事故防止の観点からも道路管理者の連携を強化することにより対応できないかまず初めにお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民アンケートの結果、雪対策につきましては降雪の期間が1年の3分の1となっており、玄関前の除雪、買い物、病院への通院時の足元の不安、運転時の道路に対する不安など雪対策に対する関心が高い状況であります。満足度の中では、満足している施策において雪対策は32.1%で、第3位と好印象の評価をいただいている反面、不満

に思う施策では29.5%で、第5位でございました。交差点の除排雪問題につきましては、本市だけで解決できる問題ではなく、国道、道道の道路管理者に対しまして連携した対応が必要であり、交差点における歩行者及び車両の見通せる範囲の安全確保について継続して要望してまいります。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 交差点の除排雪につきましては、安全確保の面からも道路管理者との連携強化をぜひとも行っていただきますようお願いいたします。いずれにしても、雪対策は答弁がありましたとおり満足度では第3位となっております。高齢者世帯等除雪費助成事業制度を含め、除雪全般については一定程度市民から評価されているのではないかと思います。しかし、不満に思う雪対策の重要度、力を入れるべき政策でも上位に位置しております。高齢化がますます進んでいく中で除排雪が困難になってきており、地域住民が協力し合っ行ってきた生活道路などを含め、除排雪の課題は多くあると思っております。特に住宅地を含めた生活道路の除排雪の要望は非常に多くなっております。今回のアンケート調査の結果を受けて、現状の課題認識と今後の対策についてどう捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 除雪問題につきましても高齢化により除雪が困難になったとの住民の声も多くなってきており、また各町内会からも市内に多数存在する私道の除雪について大変要望が多くなっているところでございます。私道の除雪につきましては、現在利用状況及び除雪状況などの調査を開始し、課題の洗い出しを行っているところでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたけれども、生活道路として使用している私道の除排雪について、これは地域住民からの要望が実を言うと行政のほうにも来ていると思うの

ですが、毎年のようにあります。ですが、今まではその件に関して要望に応えることは難しく、地域住民に対応をお願いし、本市としては対応はしてこなかったと思います。今まで市民は、私道の除排雪については行政に頼んでも無理だと諦めていたところもあると思います。しかし、今市長から私道の除雪については現在利用状況及び除雪状況などの調査をし、調査を開始し、課題の洗い出しを行っているところであると一歩踏み込んだ答弁をいただきました。もしそれが実現するのであれば、今まで困っていた多くの市民が大変助かると思います。私道の除雪に関しましては、既に取り組みを行っている自治体もあります。赤平市でも今後しっかりと検討していただき、できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。また、先ほど市道と道道、市道と国道の交差点についてはおのおのの道路管理者に継続して要望していくとのことでしたが、市道と市道の交差点については赤平市単独事業なので、安全確保の観点からも交差点に積み上げられた雪の除排雪についてもしっかりと対応をしていただきたいと思います。高齢化により除雪が困難になったとの声も多くなっておりますので、市民の要望に応えられるよう前向きな検討をお願いしたいと思います。

ただいまの除雪問題、あるいは先ほどの公共交通について公約による市民アンケート実施の結果、政策の客観性が担保されることになると思います。今まで市として課題を理解するもなかなか進めてこられなかったことについて今後実行することに当たり、市民理解を求めやすくなると思います。私は今畠山市政は政策実行に向けての準備期間であると認識しておりますので、今後具体的な政策が実行されますことを期待して、この質問を終わります。

続きまして、件名3、登下校時の通学路における安全対策について、項目1、不審者対策について、ことしも不審者による痛ましい事件が全国的に多数発生しております。特に子供たちの登下校時などの通学路で発生しており、5月に神奈川県川崎市で発生したスクールバスを待っていた登校途中の児童17

人、保護者2人の計19人が男性に襲われた事件は衝撃的なものでした。昨年の5月に新潟市で下校途中の小学2年生女兒事件を教訓に国が子供を一人にしないとの観点で対策をとってきた中で、その1年後に起きた事件であることから、全国小中学校約3万校に登下校時の集合場所や移動区間、時間帯などの点検、対策を検討するよう求めております。また、ことしの11月にも一人で下校途中の女兒が襲われ、けがをする事件が発生しております。本市において実害はありませんが、声かけ事案が発生していると6月の質問の答弁をいただいております。そして、その対応として関係各所に不審者情報周知、各学校長に対し注意喚起並びに安全確保の徹底の指導を行ったこと、赤平市青少年センター補導員会議においても協力をお願いしたことを述べられていました。しかし、このような事件が多発している中、これらの対策では犯罪の抑止力という点では十分ではないと思われまます。登校時、家を出てから学校に着くまで、下校時、学校を出てから家に着くまでの子供たちの安全確保のために日ごろからのさらなる対策が必要と思ひますが、現在の取り組みと今後についてお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

本市における不審者対策につきましては、本年第2回定例会においてお答えしたところでありますが、不審者情報が寄せられた場合、即座に市内全ての小中学校、赤平幼稚園、赤歌警察署、赤平市青少年センター、空知教育局に周知、通報しております。また、空知管内で発生した不審者情報につきましては、空知教育局から管内の教育委員会へ通知が入り、各小中学校に周知をしております。それ以外の対応としましては、赤平市青少年センター指導員が毎日下校時の通学路をパトロールするとともに、小学校の校長が下校時の見回りを定期的に行っております。また、全ての小学校においては、年1回赤歌警察署のご協力により不審者対応訓練を実施しております。さらに、子ども110番の家につきましては、企

業、商店、個人など計155件の方々に依頼をしており、その地図を小中学校、児童館、駐在所、警察署に掲示するとともに、主任児童委員の皆様にも配付しております。また、今後の取り組みについてであります。本年度より学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを発足いたしました。地域参画型をどのようにするのかということが学校運営協議会の役割であり、学校運営協議会が中心となって地域住民を募り、体制を整えるという見通しを持っておりまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたけれども、現在の取り組みについては私が6月に質問させていただいたときの答弁と余り変わらなく、新たに取り組みをしたものがないようにちょっと思います。赤平市青少年センター指導員のパトロール、小学校の校長の下校時の見回り、子ども110番の家などは、以前から取り組んでいたものではないかなと思っております。6月の定例会では、新たな子供の安全対策としてながら見守りということを提案させていただきました。今までの取り組みも重要ではありますが、児童生徒の犯罪被害は増加しております。不審者対策として常にパトロールを行っている、また地域住民が見守りを行っているということが誰にでもわかるようにすることで犯罪の抑止力となり、子供たちの安全の確保や防犯対策につながるのではないかと思います。今後については、コミュニティ・スクールが中心となって、地域住民を募り、体制を整えるという見通しを持っているとのことですが、行政として何か具体的に検討していることがあるのか再度お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） お答えいたします。

本年第2回定例会において議員より提言していただきましたながら見守りにつきましては、犯罪の抑止力としては大変効果的であると考えております。現在平岸地域で自主的に見守り隊として活動してい

ただいておりますように、教育委員会としてはコミュニティ・スクールの調整役となり、全市的な地域住民による見守り活動に結びつくよう努めてまいります。また、宅配業者や郵便配達員によるながら見守りにつきましても効果的であると考えております。今後あらゆる団体とのネットワークを構築して見守る体制づくりについて調査研究を行い、犯罪被害の防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 伊藤議員。

○8番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、不審者対策に対しまして完全な防犯対策、安全対策というのは難しいと思います。しかし、子供たちの安全確保のために赤平市として取り組んでいける対策はまだまだあるのではないかと思います。民間業者や地域住民の方々、町内会などの協力をお願いし、特に15時から17時までの犯罪の多い時間帯にながら見守りを行ったり、また危険と思われる通学路の洗い出しを行い、防犯カメラ設置をすることも一つの方法ではないかと思います。そのような取り組みで抑止力を上げることにより犯罪の減少につながっていくと考えております。保護者、学校、子供自身、地域、そして行政の5者が連携し、犯罪者、不審者の入り込むすきを与えないようにしていかなければなりません。子供たちを見守る目は、多ければ多いほどよいと思います。赤平市の子供たちが悲惨な事件に巻き込まれることがないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

このことを申し上げ、私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序9、1、赤平市公共施設等総合管理計画  
について、2、生活支援の地域公共交通について、

3、臨時財政対策債について、4、あかびら市立病院の経営について、5、公立学校への1年単位の変形労働時間制の導入について、6、統合小学校新築について、議席番号4番、鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕議長、質問に関連して資料配付したいと思うので、よろしくお願ひします。

○議長（若山武信君）資料配付を許可いたします。暫時休憩いたします。

（午後 1時01分 休憩）

（午後 1時03分 再開）

○議長（若山武信君）休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕通告に基づき質問いたしますので、よろしくご回答のほどお願ひいたします。

件名1、赤平市公共施設等総合管理計画について、項目1、公共施設の削減の進捗状況について、赤平市では平成28年の4月に赤平市公共施設等総合管理計画を策定しました。その基本方針によりますと、2015年、公共建築物の総量70万8,000平米を2025年度に現状より20%削減しているとしていますが、その中で遊休施設等のその他の施設を除いた1位の公共住宅、教員住宅、2位の学校施設、3位の運動観光施設、4位の集会施設、5位の庁舎消防施設におけるそれぞれの施設の削減の進捗度とその除却解体費用についてお伺ひします。

○議長（若山武信君）市長。

○市長（畠山渉君）本市の公共施設等総合管理計画は平成28年4月に策定し、来年度中間年を迎えるわけですが、計画の中で、おっしゃるとおり、2025年、計画最終年までに公共建築物の総量、延べ床面積でございますが、20%の削減目標を掲げているところでございます。議員ご質問の削減の進捗度並びに解体費用はどうなっているのかということですが、本市が保有する公共建築物の約

9割を占めるのが公営住宅を含む住宅施設でございますが、財政状況を見ながらという部分ではございますが、赤平市公営住宅等長寿命化計画ののっとり、年次計画を策定し、解体を進めております。一方、学校施設につきましては、ご承知のとおり、昨年度統合中学校が建設され、保有量は増加しておりますが、削減という部分につきましては耐震化を満たしておらず、公共利用ができない旧赤平中央中学校校舎の除却が課題となっているところでございます。公共建築物の総量につきましては、これらの廃止施設や休止施設を含め使用の有無にかかわらず除却、処分されるまでは総量にカウントされるため、特に老朽化等により、再利用が困難な施設につきましては早期に除却することが望ましいと理解をしているところではございますが、除却のみとなりますと有利な財源が現状ないことから、財政状況を勘案すると施策の優先度からしてちゅうちょせざるを得ない、積極的に行えないというのが実情でございます。いずれにいたしましても、ご質問のありました削減の進捗度並びに解体費用につきましては精査し切れていないのが現状でございますが、今後現行の赤平市公共施設等総合管理計画の見直しを図るとともに、各施設ごとの個別施設計画を策定し、適切な公共施設マネジメントに取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕お答えありがとうございました。除却のみとなるとやはり有利な財源がないので、これを無理やりするというのはかなり赤平市の財政には厳しい。ただし、コンパクトシティをつくり上げるということで大切なのは、スクラップ・アンド・ビルドから今度はスクラップに重点を置いていかないとどうしてもなかなか進まないと思うので、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

次に、項目2、公共住宅解体についてお尋ねします。少し古いデータなのですがけれども、平成25年12月に総務省自治財政局地方債課が行った公共施設等

の解体撤去事業に関する調査結果では、全国全ての都道府県及び市町村を調査対象として、1,789団体中1,786団体から回答があり、回答施設の1万2,251件で平均築年数が41年、解体撤去費用が4,039億4,400万となっております。全施設における1施設当たりの平均については、延べ床面積が1,211平米、築年数は41年、解体撤去費用は約3,500万となっております。総面積当たりの解体費用は単純に計算しますと2万7,800円ですが、今のデフレーターで補正すると現在単価はおおよそ3万円パー平米ぐらいと推定されます。また、公営住宅におきましては2,810件の回答で、全施設のうち22.9%が当てはまり、延べ床面積につきましては全施設設計1,451万平米のうち158万平米、約10.9%を占めております。解体撤去費用については、公営住宅全体で375億円程度と概算されて、これも単純計算しますと延べ床面積当たり2万3,700円パー平米となり、現在のデフレーターで補正すると約2万5,000円になると推算されます。赤平市におきましては、炭住から移管した市営住宅や人口が多かった時代に建設されました公共施設が非常に多く、とりわけ住宅施設は公共施設全体の90%を占めております。公営住宅の人口1人当たりの延べ床面積は53.4平米、坪に換算しますと16坪パー1人となりまして、道と比べまして25.2倍で全国比でも74.8倍と群を抜いております。

さて、赤平市公共施設白書を読む限りにおきましては、本市において1970年度以前に建てられた建造物、延べ床面積が約22万5,000平米は来年度にちょうど築後50年となり、耐用年数を迎えるものと思われます。当該建物のそのほとんどが住宅施設であり、恐らく長寿命化対策をする建物はほとんどないだろうと予見できるので、将来的には解体撤去をすることが見込まれます。そこで、先ほどの総務省のデータをもとにいたしました公営住宅解体撤去費用2万5,000円パー平米で試算すると、これはあくまでも私の試算なのですけれども、56億円ぐらいになってしまっぴっくりしたのですけれども、もし解体撤去事業費を一般財源から捻出せざるを得ない場合に

は、調べましたところ、起債して90%が地方債で充当されますが、交付税措置はゼロとなっております。あくまでも資金手当てのみという事例になっております。市民の皆さんの中には、個人の空き家対策は対応が進んで条例化されるだろうが、公共施設については一体どうなっているのかと疑問を感じている方もいらっしゃいます。地域のまちづくりの観点からは、廃止した公共施設が放置された場合、例えば廃止後放置した公共施設から落雪して物損、人傷事故などを起こす危険性と、また非行に走る人間が喫煙や飲酒をする巣と化して、治安悪化につながる可能性が高まります。また、人口減少が進む中で人口に対する廃止公共施設の比率が高まると心理的退廃が高じて、コミュニティの崩壊といった社会環境を損なわせる要因になることも憂慮されます。こういう不安を払拭するための今後の解体撤去事業のあり方と交付税措置のある解体除去費用の捻出方法を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 公共住宅解体についてでございますが、本市では現在公営住宅等の管理戸数は40団地、2,222戸でございます。来年度50年を経過する住宅の戸数は328戸ございまして、その後5年間は年間約100戸ほど増加してまいります。公営住宅法による耐用年数につきましては、耐火構造で70年、簡易耐火構造二階建てで45年、簡易耐火構造平屋建てで30年、現在744戸が耐用年数の超過した住宅となっております。解体の計画につきましては、赤平市公営住宅等長寿命化計画にのっとり年次計画を策定し、用途廃止に係る移転、建てかえ住宅入居者に対しては1年以上前から要望を伺い、住みかえをしていただき、解体を進めております。

なお、公営住宅の解体費用につきましては、社会资本整備総合交付金の該当となり、内容により45%、50%、3分の2の割合により交付されているところでございます。廃止した公共施設につきましては、各担当者がパトロールを行い、解体を実施するまで施設外観状況を確認し、必要があれば草刈り、雪お

ろし、人目につかないところは封鎖等対応し、管理を行っていきますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 交付税措置があるので、少しほっとしているところなのですが、その後もまた新たに多分、調べますと、結構な面積が出てくるので、そこのほうの対応もしっかりお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。件名2、生活支援の地域公共交通について、項目1、当市の生活支援の公共交通計画について、人生85年と考えますと人間が20歳で車の免許を取得して、75歳で返納しますと約35年間は自家用車での移動困難者、いわゆる交通制約者に該当することになります。地方公共団体では、生活支援のために住民の生活支援、衣食住にかかわる日常生活を営むショッピング、通院、通学の足を確保するために、移動手段を確保していかなければなりません。特に移動制約者と移動困難者に入る方々には、特別な配慮が必要になると考えられます。学者の定義によりますと、移動制約者というのは公共交通を利用する際に例えばバス停や駅まで行くのに移動上の問題がある高齢者、障がい者、妊産婦、子連れの人、荷物の多い人、負傷している人で、人口の2、3割存在するとされています。また、移動困難者は基本的に公共交通を自力で利用することができず、高齢者や障がい者専用の交通システム、STSを必要とする人、具体例では歩行がほとんどできない、あるいは100メートルから200メートル程度をかなりゆっくりとしか歩行することのできない人、バス、電車等で長く立ってられない人で、1、2%存在するとされています。

さて、専門家によりますと、自治体というのは生活支援のための交通サービス提供というどうしても交通空白地域、定義では、学説によってさまざまありますが、バス停から100メートルから300メートル圏外、駅から半径1キロメートル圏外とされるを埋めて、ゼロを目標にしたがりませんが、公共交通

を利用して移動できない市民をゼロにすることを目標にしている市町村は皆無ということを指摘しておりますので、これを明記しておくべきであると思います。公共交通政策に熱心に取り組みました青森県八戸市の市民を対象といたしました100メートルの歩行にどれほどの困難を生じるかという年齢階級別集計結果では、65歳以上の高齢者3人に1人、75歳以上の後期高齢者の過半数が何らかの困難を感じている。とりわけ後期高齢者の1割が歩行を円滑にできなかった。この研究結果は、高齢者人口が50%に迫る赤平市にとっては示唆に富むものであると思います。

さて、赤平市におきましては、根室本線がJR北の経営における不採算路線の切り捨て方針に直面し、公的な移動手段の一つの維持が先行き不透明となっております。また、全道的に過疎地帯における民間の乗り合いバスにおきましては、経常収支100を下回る路線バスの運行を縮減させる一方、他方では金になる都市間高速運行に重きを置く経営路線のシフトが進んでおります。さらに、民間バス会社の運転手は、公営バス運転手と比較しますと労働時間が長く、労働所得が低いので、他業界に人材が流出しました結果、若い新規のバス運転手のなり手が不足して、運転手の8割強が50歳以上となり、この業界にも高齢化の波が押し寄せております。当市のアンケート結果により市民の移動手段確保への不安を漠然とほうかがい知ることはできますが、正確な交通制約の深刻度はなかなか把握することはできないと思います。しかしながら、現在の社会資源としての公共交通が縮減する中で、免許証返納者の増加に伴う新たな移動困難者の発生が予測される現状においては、私は市による生活支援のための地域公共交通整備は不可欠になると思います。したがって、都市科学分野では生活支援地域交通は3つのとおり、①番目として路線定期運行、定時定路型バス、コミュニティバス、乗り合いタクシー、運転手を含めて11人以下のジャンボタクシーなどをいいます。②番目としては、路線不定期運行、路線を定めて運

行しますが、運行時期は不定期なもの、③番目としましては区域運行、いわゆるデマンド型、DRT、複数の利用者の行き先、時刻の要望に応じてその都度運行計画を策定するものに分けられます。このように分類されますが、当市の現時点での地域交通構想についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市における現時点での地域交通構想ということですが、議員の言われますとおり、社会資源としての公共交通縮減の不安や免許証返納者の増加に伴う移動困難者の発生など地域公共交通の整備は喫緊の課題であります。先ほどの議員の質問でもお答えさせていただきましたが、具体的なアンケートをとる必要もございまして、現在の各種バスの乗降調査やヒアリング調査、乗り継ぎ環境など具体的課題を整理し、それを解決するための方策を調査した上で地域公共交通活性化協議会を設置し、協議を行う必要もございます。他市の成功事例が決して当市に当てはまるものではなく、既存のバスやタクシーへの配慮、運行に際する民間事業者等の協力体制、財政的負担、実証運行による検証など多岐にわたる検討、調整が必要となりますことから、時間を要してしまいますが、しっかりと検証していかなければならないと考えております。現段階では、いつからどのような交通にするということは申し上げられませんが、喫緊の課題であるということは十分承知しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 まさに都市科学者が書く論文にあるようなきっちりした答えなので、ここでは何も申し上げることはないので、頑張って進めていってください。多分計画を立ててから2、3年かかると思うのですが、しっかりとした計画の中で議員としてお手伝いできることがあったら頑張りたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。件名3、臨時財政対策債について、項目1、今後の臨時財政対策

債の起債のあり方について、臨時財政対策債はもと平成13年に3年間の時限的な特別措置であり、地方自治体からは何度も地方交付税への復元が要求されたにもかかわらず、5度にわたって特別措置が延長されてきたものです。この特別債は、個別地方公共団体が発行する臨時財政対策債総額、いわゆるミクロの財政対策債の積み上げで決まるものではなく、あくまでも地方財政計画上で何らかの特別な対策を講じなかった場合に地方財政計画上に生じたであろう不足額を解消するために国が最初にマクロの臨時財政対策債の発行可能額を決めて、それを各地方自治体に案分する方式を採用しております。国は、既に発行しました既往臨時財政対策債の元利償還金を分割後払いとし、それを理論元利償還値に基づいて毎年各地方自治体に交付金措置するのですが、その財源は新規の臨時財政対策債発行で賄っています。つまり借金を借金で返済していることになりません。今まで赤字地方債である特例債の発行については発行枠と金額に制限があり、規律的であり、償還を特例債で直接補うことはしなかったのですが、臨時財政対策債はその規律を破って、国債の借金を赤字国債で解消していく形を地方自治体に組み込んでしまったようになります。総務省の平成31年度地方財政白書におきましては、2017年度末で地方債発行高は144兆3,000億円ですが、臨時財政対策債を除く地方債残高は2000年でピークアウトしまして、この10年間では91兆2,000億円と30%減少する一方で、臨時財政対策債は約19兆7,000億から平成30年度には53兆8,000億と約2.7倍に趨勢的に伸びております。

さて、国による理論償還元利額と現実の償還額の間乖離が拡大していないかどうかを確認することは財政上必要なところで、調べましたところ、2002年から2017年までの理論元利償還額を独自に算出しまして、当市への同時期における交付税算入額と比べますとほぼ一致しているのです。国の償還については安堵するところです。また、同時期におきます当市における現実の償還金累計額と交付税措置累計額



を突き合わせてみましたところ、交付税措置累計額が若干償還金累計額を上回っておりますが、これは償還の方法によって誤差が生じることを勘案しますと、適正な償還がなされていることがよくわかるので、財政当局も頑張っているものだと思っています。しかしながら、この借金を借金で返済していく方法が改められませんか、国が元利償還金を全額交付税措置することになれば雪だるま式に発行残高が膨れ上がってしまいます。果たして赤平市はこのような赤字地方債にこのまま依存していいのか、とりわけ以下3点から私は甚だ疑問に感じております。第1点としては、起債時のお金は確かに用途が自由であり、交付税そっくりであるが、最終的な債務者は発行体の地方自治体である。赤字公債のような悪質なものの発行は現役世代のその場しのぎの財源確保であり、将来世代への負担の先送りになる。2番目としましては、人口減によって基準財政需要額の算定の測定単位である人口が減れば、当然総務、土木、教育や病院に関する厚生費も縮減されます。その総額が減った中で趨勢的に膨張していく臨時財政対策債の元利償還金相当の交付税措置のシェアが高まれば、土木、総務、教育、厚生費はさらに圧迫されて、外に押し出されるのではないかと。第3番目としましては、国の財政が厳しくなれば理論元利償還値を下げてくるかもしれない、あるいは理論元利償還額は満額措置するが、その用途を制約するかほかの歳出に対する交付税措置を減額させるかもしれない。このようなことを勘案しますと、健全な財政運営をしていく上では臨時財政対策債に依存せず節約すれば将来は歳出の制約を受ける部分が減って、自治体にとっては特に楽になると思います。しかるに、今後とも起債を続けるのか、もしくは起債限度額は自治体独自で決定しても構わないということなので、満額でなく、一部だけにするかをお伺いしたい。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今後の臨時財政対策債の起債のあり方についてでございますけれども、臨時財政対策債は地方財政の不足額を補填するため本来であ

れば地方交付税として配分すべきものを各地方公共団体が特例的に発行できる地方債でございまして、その元利償還金相当額は全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされ、各地方公共団体の財政運営に支障がないように措置されております。償還費に対する交付税算入は、過疎対策事業債のような実償還額ではなく、資金、償還年数を考慮した一定モデルに基づき計算された理論償還での算入となり、各年度間で比較いたしますと一律に全額と言えない側面はございますが、全体として捉えた場合にほぼ全額が算入されるものと認識しております。臨時財政対策債は交付税の代替ではありながら、国から毎年度各地方公共団体には発行可能額として示され、全額発行、一部発行、あるいは発行しないことを選択は各地方公共団体に委ねられており、議員ご質問のとおり、今後の国における財政状況が不透明な中で発行を抑制することにつきましては、将来の財政負担を軽減させる点において有効的な手段と考えるところであります。

しかしながら、発行を抑制するケースといたしましては、当初予算及び決算見込みで明らかに多額の剰余金が発生するような黒字決算が見込まれる年度において、次年度以降の財政状況を勘案しながら、その黒字額の範囲内で抑制するものと考えられ、基金を取り崩しながら当初予算を編成し、年度間の財政運営で何とか年度末に基金を積み戻しております。また、その積み戻しも全額行っていない現況では臨時財政対策債も交付税にかわる貴重な財源となっていることから、発行可能額全額を発行することが必要と考えております。いずれにいたしましても、地方公共団体にとって一番望ましいことは負担の先送りである臨時財政対策債ではなく、地方交付税による交付であり、国に対しては市長会などを通じて法定率の引き上げなど、地方交付税による安定した財源確保を図るよう引き続き要請してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 確かにこれは地

方交付税では似ているようで似ていない、違うので、そこのところははっきりとしてやっぱり交付税算入するのは私は国の役割だと思っているのと、あとはいつまで臨時なのだと、永遠の臨時なのかと、そういうふうな思いもあります。できる限り将来世代へのツケを回さないという意味では発行額を抑えてほしいのですが、私も財政を調べるとかなりきついので、なかなか強くは言えないところもあります。

次の質問に移させていただきます。件名の4番、あかびら市立病院の経営について、項目の1、累積欠損金について、私はあかびら市立病院の決算について独自に20年前ぐらいにさかのぼって調べました。特に私が調べた範囲の財務諸表の数字を年次前に積み上げて、結果を自分でまとめていました。平成20年度前後は財政危機、とりわけ市立病院においては不良債務処理のために一般会計から多額の財政支援を受けて健全化にこぎつけたことを数字が物語っております。

さて、本年度病院事業会計決算書の財務諸表のバランスシートにおける欠損累計額は16億1,705万円になっております。今年度の9月の決算審査特別委員会では、私はその金額のほとんどは会計上発生する、いわゆる現金が動かない数字上の累積であり、病院公会計にありがちな固定資産の減価償却に関するものかと思っております。しかしながら、平成19年までの純損益(赤字)は、欠損金累計額36億4,000万円は現金発生部分が多いのではないかと推定しております。平成20年度から始まりましたあかびら市立総合病院健全化計画に基づき、市からの繰り入れや特別利益供与により累積欠損金は平成25年度には11億6,817万円まで縮減されました。それ以降は公会計の変更で、26年度決算におきましては帳簿上発生する現金支出を伴わない退職引当金約12億7,452万円から経常利益約2億266万円を差し引いた当期純損益約10億7,187万円が計上されました。それを前年度繰越欠損金に加えたものが平成26年度累積欠損金の約20億5,688万円になったわけです。したがって、現在の累積欠損金約16億1,705万円のうち11億6,817

万円については私は現金発生分が多いのではないかと推察しておりますが、見解をお伺いします。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 累積欠損金についてでございますけれども、平成30年度の累積欠損金は16億1,705万円ということだったというふうに思います。あかびら市立病院の累積欠損金についてのご質問でございますが、平成30年度決算における16億1,705万2,443円の欠損金につきましては、9月の決算審査特別委員会で担当から説明のありましたとおり、その金額は会計上累積されるものであり、過去からの減価償却費など現金支出の伴わないものがそのほとんどであります。また、ご質問にありました平成19年度以前、いわゆる経営健全化のための不良債務解消分として特別利益への繰り出しがスタートする時点での約36億4,000万円の累積欠損金の内訳に関しましても当院が企業会計に移行した昭和39年度からの減価償却費を積み上げて、確認したところ、その額は約34億8,000万円となることから、その時点におきましてもほとんどが現金支出の伴っていないものが大半を占めるものであると確認できたところでございます。したがって、これまで説明してきたとおり、ご指摘いただいた平成25年度決算における累積欠損金約11億6,800万円につきましても現金支出であるところのご指摘には当たらないものと認識しているところでございます。

○議長(若山武信君) 鈴木議員。

○4番(鈴木明広君) [登壇] 昭和39年までさかのぼって大変だったと思います。バランスシートの限界というのは、実はこういうふうに累積欠損金と出ておりましてもいわゆる減価償却費と現金部分のごちゃごちゃになって、わからなくなってしまうのです。以前に病院経営問題でマスコミが報道する場合には累積欠損金幾ら幾らと。例えば地方で残高が、累積額が2兆円ありますというふうに報道されてしまうと市民の方は驚いてしまうので、私はこの場でしっかりと現金の部分はほとんどないよということをやっぱり伝えておきたいし、市のほうでもで

できれば何か早くそういうふうなことを公知していたらいいのではないかと思います。

次の質問に行きます。項目2、流動資産について、平成20年度市立赤平総合病院健全化計画におきましては、病院の経営改善のために不良債務を解消すべく病院長期特例債を発行して、13億8,200万円を借入し、また一般財源から繰入金を増額、繰入前倒しや特別利益供与等で不良債務比率を平成23年度で解消しました。ここでいう不良債務比率の定義というのは、流動資産から流動負債を引くものを医業収益で割った百分率がマイナス10を超えることであります。そのペナルティーというのは、公営企業健全化計画、昭和57年以降で不良債務比率が10%以上の団体に起債許可に際して公営企業健全化計画の策定を義務づけられることであったのが平成18年以降は地方債協議制度へ移行させ、公営企業健全化計画において資金不足率が10%の団体は許可制への移行というふうになったわけです。しかしながら、平成23年度に不良債務比率を健全化した後は流動負債が約9,000万円から6億3,000万円に推移している中で、流動資金が、平成23年度から趨勢的に膨れ上がり、平成30年度には約13億6,000万円、流動比率で2.15倍となっております。民間企業なら流動比率が1.3から1.5というのは人口に膾炙する健全な数値です。公営企業においてはいろいろ検索しましたが、理想は2倍、実際は1.2から1.5あれば十分であるという専門家の一般的な見解となっております。流動資産がこのような増殖してしまったのは、恐らく病院側の流動負債額の見積もりが甘いのではないかと。確かに病院は命を守るという大義名分があり、経営方針に他者が口出しできない聖域化になれ過ぎているのではないかと私は推測しております。しかし、流動資金が潤沢過ぎますと、病院は経営が近視眼的になり、中期的視点から経営効率化を真剣に取り組もうとする緊張感をそぐのではないかと危惧しております。病院経営では、健全化基準をクリアすることに傾注することはもちろんでございますが、一般財源からの繰入金が多いことを鑑みて、流動資産マイ

ナス流動負債がイーブンになるような分岐点を吟味しました上で、余分な流動資産を抱えることがないように事業会計予算を立てる義務があるのではないかと思います。よって、平成30年度ならば流動資産は余裕を見て9億円、流動負債は約6億3,000万円でも流動比率は1.43倍でありますので、十分健全化を確保できると思います。ならば、差額の流動資産、約4億6,000万円は余剰であり、一般会計に返還すべきではないかと思います。伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 流動資産についてのご質問でございますが、まずは流動負債の見積もりについてはその多くは翌年度の企業債償還元金相当額を計上するものでございまして、残りの未払い金ですとか預かり金については年度末に予想外の大きな費用が発生しない限り、おおよそ見込みどおりの決算となるものと考えております。一方、流動比率が1.43程度で十分に健全性を確保でき、それ以上は余剰であり、返還すべきではないかというご意見でございますが、ご承知のとおり、市立病院は財政健全化法による経営健全化計画並びに2度の改革プランの策定を踏まえ、経営の健全化を推進してまいりました。ここでは、病院の一定の経営努力による計画以上の収益の確保が図られていたほか、一般会計による不良債務の解消や不採算部門等の行政が負担すべき内容を協議し、計画に盛り込み、地域医療を存続させるためそれぞれがそれぞれの役割を果たし、市民の皆様の協力を得ながら今日を迎えた結果であると考えております。しかし、計画においては年を追うごとに人口減少等による収益の減少を見込み、その上で一定期間新たな資金不足を発生させない経営を念頭に策定したものであり、将来的にこの流動資産は減少していくものと考えております。また、病院経営は、人口や患者数の減少のほかに医師を初め医療職の退職等などの要因により大きく収益等に影響を及ぼし、また今後は既に25年を経過した管理診療棟の修繕等にも費用が膨らんでいくものと予想され、あらゆる状況から見て、不確定要素が多く含まれる

体質であることも事実でありますことから、ご指摘のとおり、中長期的な視野に立って、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕内容はよくわかったのですが、具体的な見込み、どのぐらいまで減少していくかというのがわからないので、この後も検証していきたいと思っております。

次の質問にさせていただきます。項目3、繰入金について、病院への総務省の繰り出し基準というのは平成29年度は約5億7,578万円に対し、実入れ額が約7億4,257万円、繰入比率が129%、基準外繰入額というのは約1億6,679万円となり、平成30年度には基準額約6億9,453万円に対し、実繰入額8億2,821万円、119%繰入比率、基準外繰入額約1億3,368万円となっております。流動資産膨張の一因というのは、私は基準外繰入金にあるのではないかと推察しております。経営健全化を講じるためには、一般会計からの繰入金というのは基準外繰入金に頼らないで行うべきであると思っております。今後人口減により交付金のパイ全体が縮小する中で、連結決算を念頭に置けば、病院への繰り出しのあり方も見直されるべきであると思っております。よって、今後は繰り入れを基準内に制限すべきであると思っておりますが、見解を伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 基準外の繰出金につきましては、先ほども述べましたとおり、財政健全化法のもとに連結赤字解消並びに病院の経営健全化を進める上で過去の不良債務解消を一般会計の負担としたところが大きく影響しております。また、起債償還の元金や利息について3分の1や2分の1の割合といった金額について計上するほか、起債の対象とならない医療消耗備品などの購入をふるさと納税において地域医療の充実を図る事業に向けられた寄附金を財源とする基金から繰り出しているものであるなど項目もさまざまございまして。しかしながら、ご指

摘のとおり、一般会計は今後ますます厳しい財政運営になることが予想されますので、改めて精査をし、繰出金のあり方についても協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕最近問題になっておりますいわゆる病院の縮小と再編と統合の問題に関しまして、厚労省のワーキンググループの中川氏という方がデータをすごく出しているのですが、繰入金を入れない場合の公立病院の利益率というのは平均でマイナス17%、私赤平の場合にはそれを下回るのではないかと思います。すなわち、国のほうとしてはどういうふうな対応を、この場合民間とあくまでも公立病院を別々として考えるのではなくて、1つの総体、マクロの視点からの繰入金の見方を見直すべきだという議論が進んでいるというふうな受けとめております。今後は多分そういうふうな状況が続くと、総務省のほうも恐らくそういう方向を差し出してくるのではないかとと思われるので、やはりここは議論が必要などと思うので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。時間外診療について、項目4、あかびら市立病院における平成30年度一般会計繰り出し基準算定を用いました救急医療に係る経費を見ますと、救急に係る経費は年病床数、人件費、警備当直委託料、施設関連費合計で2億1,431万4,000円になります。一方で、病院の診療収入というのは2,346万5,000円しかなく、収益率は約10.9%とかなり低く、いわゆる不採算部門であることは明白です。救急に係る繰出金は、1億9,084万9,000円に及び、交付税措置分5,878万2,000円を差し引いても実質的に1億3,206万7,000円、1カ月当たり約1,100万円の赤字を計上しております。市民の命を守るという観点からは、採算を度外視しても365日救急対応すべきだという声がありますが、このまま不採算部門を見直さないと中期的には病院本体の屋台骨を揺るがす可能性があると思っております。近年

は患者が高度先進医療と専門科目を志向して受診する傾向が高くなっており、救急搬送や独歩時間外診療においても自分の希望する病院を選択するのが蓋然性が高いと思われます。そうなりますと、赤平市からは25分ほどで搬送される砂川市立病院に流出する傾向が今後さらに高まるのではないかと思います。実際に砂川市立病院のホームページに掲載されております地域別時間外受診者数の統計によりますと、赤平市からは平成28年度には397人でありまして、砂川市立病院における地域別時間外受診者数は4.3%を示しております。また、平成29年度には385人で4.2%となっており、この年は受診者の約29%に当たる112人が同病院に入院しております。砂川市立病院の統計では赤平市から救急搬送者と独歩者数の区別は不明であります。平成30年度の資料では赤平市の年間救急出動件数は530件で、人員は497名となっております。中空知医療構想によりますと、2020年から35年までの時期におきましてあかびら市立病院の入院患者数は約27%減少しまして、254人から185人に減少すると推定されております。ここ数年間あかびら市立病院では高齢者人口のピークが続きますので、入院患者減少率は緩和されると推定されますが、やがて高齢者の絶対数の減少の影響を強く受けるので、2025年あたりから入院患者数減少は加速するだろうと予測できます。それは、時間外診療患者数においても相似をなすことに帰結するのでありますから、今後はまさに5年先を見据えまして、救急医療の需要量の先細りを思慮しまして、業務の縮小か現状維持かを判断する時期であるかと思いません。中空知には病院数が人口10万人に対して14.3、道内では10.4、全国では6.8という病院超過剩地帯でございますから、経営合理化なくしては競争では生き残れないのではないかと私は危惧しております。さらに、人口減で交付税の基準財政需要額が細ってくるのでありますから、事業のスリム化を図らなければ国策的な医療費縮減時代に対応できなくなるのではないだろうか。そうなれば、病院事業への将来の展望は開けないのではないかと思います。

以上の観点から今後の病院経営を考えますと、市立病院はまず不採算部門の時間外診療の平日を廃止いたしまして、時間外診療は土曜日、日曜日だけの診療体制に見直すべきであると考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民の皆様が安心して暮らすための要素となります医療、とりわけ救急医療を含め24時間体制を維持することは極めて重要であると考えております。同時に、ご指摘のとおり、当院の不採算部門とされる中でも最も負担の大きな要素であることも事実でありまして、またこのような状況は当市に限らず、その体制維持のための費用負担については医師会を初め各医療機関においてもそれぞれご苦労されている状況であると認識いたしております。現状においては、心疾患や脳疾患といった当院で担うことのできない専門性の高い救急患者の対応については直接近隣市へ救急搬送していただいております。それ以外の方は地元の医療機関をご利用いただく体制を維持することで医療圏における機能の分担、負担の軽減につながっていることも事実であります。そのような中、機能をなくすということは、その分市外の医療機関に全てを依存するということとなりまして、昨日の質問でもお答えさせていただきましたが、中空知医療圏の重点課題にも挙げられております外来患者の集中緩和など市民のための病院であることはもちろんのこと、中空知圏域でもそれぞれの立場で医療を支えることも果たすべき役割であると考えているところでございます。当院では、本年度から経費もできるだけ抑えるべく、ご指摘のように、患者数の減少に合わせて夜間当直については看護師を1名体制とし、経費の抑制を図ってきたところでございます。しかしながら、救急医療とは公共交通の確保や通院時間や距離の問題、何より事故等も含めた患者への迅速な初期対応の重要性など慎重に検討しなければならない要素も数多く含まれておりますことから、今後とも丁寧な議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解

賜りますようお願い申し上げます

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 すごく経営努力はなさっているということは伝わりました。ただ、私はあくまでも財政的な視点で申し上げておるので、そこはやはりクールに突き詰めていかなければならないところがあるのではないかと思います。私が調べましたところ、2017年では赤平市は救急搬送が358人ぐらいだったと思うのですけれども、2025年までに急性期病棟を約5割削減して、それを単純に当てはめると240人ぐらいまで減るのかなと推計しておるので、需要は先細りするのではないかと思いますので、その辺もやっぱり2025年というのがどうも節目になる問題なので、検討いただきたいと思いません。

次の質問に移させていただきます。病院の将来像について、項目の5番でございます。ことし2月19日付の「週刊東洋経済」に病院が消えるという特集を23ページにわたって掲載しました。記事にある「現在8,000ある病院が半減する」は、記事中の一般財団法人日本病院会会長の相澤孝夫氏へのインタビューの中で発しました警句であり、この特集の論旨となっております。

さて、社会保障費抑制下では、病院経営を取り巻く厳しい環境を筋立てますと、患者の減少、医師不足、病床数、特に急性期の過剰、民間、大学、自治体病院の過当競争による共倒れが進めば、病院数半減は絵空事と一笑に付すことはできません。もはや病院を守る、命を守る病院を護持するという大義名分だけを振りかざしても近い将来過疎地の病院は経営に行き詰まり、潰れる可能性が高いということを示唆する非常にインパクトのある強い特集記事だったと思います。それを避けるためには所得の再分配比率を高める大きな政府を目指す政党による政権交代しかないのですが、人口減少は待ったなしですから、時間的に当てにしばらくと思います。現在の政府による医療報酬抑制政策の中では、どんなにスローガンを並べ立てて地方自治体病院死守を

唱えたとしても、将来的な財源確保のめどが立たないのならば、自己増殖する社会保障の膨張を乗り越えるのは不可能であると思います。この特集記事と関連が高いと思われるのが先月厚労省が発表しました統廃合が必要な424病院であります。病院の統廃合が国策推進であると考えれば、424というのはまだまだ病院統廃合の序章的な内容であると警戒すべきであると思います。しかるに、病院統廃合の国策のエピローグを見据えた赤平市の対応は、非常に重要になると思います。冒頭お話をいたしました約2,500の病院が加盟する一般財団法人日本病院会会長、相澤孝夫氏の手短にまとめますと、①番目、急性期病床の供給過剰に対して高齢患者が治療を受けた後でも入院が長期化して、帰宅できない。こうした患者の受け皿としていわゆる地域包括支援型病院をつくる。②番目としましては、病院は人口3万人から5万人に1つあれば十分になる。現在8,000ある病院は、多くても4,000あれば済む。③番目としましては、統合の障壁になるのは自治体の首長や議員だ。このまちの財政では病院を維持できない。病院を廃止すると言えば選挙に落ちるからだ。④番目、病院をむやみに残せば自治体の財政を圧迫する。夕張は結果的に病院がなくなり、診療所だけになったが、診療所から近隣病院への紹介で十分成り立っている。⑤番目としては、住民に理解してもらいたいのはいつでも何でも診てくれる病院がよい医療ではないということだ。いつでも何でもではなく、適切な機能の病院へ紹介すればいいという現実的、プラグマティックな核心に切り込む提言だと思います。非常に厳しいですが、この流れを冷静に受けとめれば、赤平市も早晚厳しい判断を求められるのではないかと思います。

そこで、私は地域医療構想圏が具体化されれば、近未来において病院の役割分担化が進むので、1番目としましては砂川市立病院を中心としてあかびら市立病院がサテライト化して、診療所になる。2番目としては、独立行政法人化して、単独として生き残る。3番目には、民間医療法人の傘下に入り、民

営化として存続するとこの3つを思い浮かべております。赤平市はどのような病院の将来像を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市立病院の将来像についてありますが、ご指摘のとおり、人口減少時代を迎え、これからの社会保障制度について危惧される状況にある中、先ごろ地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検証、つまり再編統合の必要性について特に議論が必要な公立、公的医療機関として病院名が公表されたところでございます。一方で、この発表には全国一律の基準によって機械的に再編統合を推し進めようとするもので、地域の実情を踏まえた丁寧な議論が必要だと指摘されていることも事実であります。また、今後の経営形態についてのお考えも述べられておりましたが、先ほどのご質問にもありましたが、既に高度な医療や専門性の高い分野におきましては、ご承知のとおり、近隣市の病院に担っていただいている状況が続いております。一方で、当院におきましては急性期から回復期、慢性期、そして在宅医療や施設へとつなぐ役割を中心に担い、赤平市民はもとより、入院患者については30%、外来患者においても15%が市外からの患者様でございます。医療圏内における地理的な要因も含め地域の医療資源の不足を、わずかではあります。補完する役割も担っているところであります。しかしながら、ご指摘のとおり、税や交付税といった財源も減収の一途をたどる中、現在の規模を当院や、また各市の公立病院におきましてどこまで維持できるものなのか。一方で、2040年には中空知圏域でも人口6万2,000人まで減少するとの推計が出される中であって、中空知の理想の医療提供体制とはどのようなものなのか。そして、当院はどのような役割を果たしていくべきなのか。そのことが今後最も大切な議論の中心になると認識しております。このたびの市民アンケートでは、医療への期待や関心が寄せられ、そして何よりあかびら市立病院はボランティアの方々を初めとして多くの市民が存続を願

い、支えていただいている病院でございます。もちろん当市の財政規模からいっても全ての皆様にご満足いただけるような体制を整えることはできませんが、できる限り病院を守り、同時に将来に大きなツケを残すことにならないよう過当競争ではなく、近隣の医療機関や介護施設などしっかりと連携し、安心して暮らせる地域づくりの一翼を担うことができるよう努力してまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 病院を守ると言った市長さんなのですが、ここを読むとやはり現在の規模を当院がまた各市の公立病院におきましてもどこまで維持できるものなのかと正直な気持ち私は出ていると思います。このいわゆる地域医療構想というのは国策で進んでおりますので、なかなか自治体や地域だけで守るのは非常に難しいところがあるのではないかと、私を私に考えております。そういう場合に置かれた場合におきましては、弾力的に維持できるのかどうかというところまでしっかり判断した上で、しかも市民の合意、丁寧な説明をしながらこの問題を総合的に解決していかねばならないのではないかと思います。一時の感情的な高まりとかはありましても、恐らく国というのは分断政策を狙いまして、ほかの地域で手を挙げればその構想圏の中で片隅に置かれてしまったり、非常に苦しい思いをするかもしれないので、私もこれは物すごく乱暴なことだと思うので、怒りもあるのですが、冷静に突きとめていけば国というのは恐らく財源がないので、将来的には皆さん、よく考えてくださいということ突きつけているのではないかと判断しております。そういうふうな厳しい状態ではありますが、畠山市長さんにはぜひとも将来の財政も勘案した上でしっかりと考えていただきたいと思っております。

大変申しわけございませんが、時間の関係で残りの質問は終わらせていただきます。

これで私の質問を終わります。どうもありがとう

ございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2時06分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第4 議案第67号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第5 議案第68号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第6 議案第69号赤平市空家等の適正管理に関する条例の制定について、日程第7 議案第70号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、御家瀬委員長。

○行政常任委員長（御家瀬遵君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

令和元年12月10日に行政常任委員会に付託されました議案第67号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第68号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第69号赤平市空家等の適正管理に関する条例の制定について、議案第70号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）、以上4案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和元年12月11日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第67号、第68号、第69号、第70号について、一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第71号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第9 議案第72号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第10 議案第73号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第71号令和元年度赤平市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げますが、金額の増減を伴わない財源補正につきましては内容の説明を省略をさせていただきます。

一般会計補正予算（第6号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ476万6,000円を追加し、予算の総額を98億9,175万3,000円とするものであります。

また、議案第70号公の施設の指定管理者の指定に関連し、第2条で保養センターほか3施設における令和2年度から令和4年度までの指定管理料につきまして、限度額1億7,665万9,000円の債務負担行為



を設定するものでございます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2款1項3目電算管理費6万1,000円の増額は、国においてマイナンバーカードを活用した消費活性化策が来年度実施されることに伴い、国が付与するマイナポイント利用に必要なマイキーIDの設定に必要な機器の借上げ料を増額するもので、全額国庫支出金が充当をされます。

4目広報広聴費31万1,000円の増額は、市民アンケート結果など掲載記事の増加により不足が見込まれる印刷製本費を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費57万9,000円の増額は、IC旅券用の交付窓口端末機の機器更新に係る備品購入費32万8,000円、マイナンバーカード普及促進を図るための出張申請受け付け用端末の購入費など25万1,000円を計上するもので、国庫支出金18万5,000円が充当をされます。

10ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費2万2,000円の増額は、民生委員の一斉改選に伴い民生委員推薦会の開催回数の増により報酬を増額するものです。

2目障害者福祉費9万7,000円の増額は、地域活動支援事業及び相談支援事業の利用実績によるものであります。

12ページをお願いいたします。2項4目保育所費135万円の増額は、幼保無償化に伴い市内にある認可外保育施設の利用者に対する施設等利用給付負担金を増額するもので、国庫支出金67万5,000円、道支出金33万7,000円が充当をされます。

14ページをお願いいたします。4款2項1目じん芥処理費94万1,000円の増額は、指定ごみ袋の在庫数に不足を生じる恐れがあるため、追加で購入するものであります。

16ページをお願いいたします。7款1項3目エールム高原施設費129万5,000円の増額は、ゆったり温泉の定期点検の結果に基づき非常用電灯の不良箇所

交換に77万円、施設用循環ポンプ2台の故障により52万5,000円の修繕料を増額するものであります。

18ページをお願いいたします。10款3項3目統合小学校建設費53万5,000円の増額は、来年度実施予定の校舎建設のため事前に必要な確認申請手数料26万円及び構造計算適合性判定手数料27万5,000円を計上するものであります。

20ページをお願いいたします。12款1項7目介護保険特別会計繰出金42万5,000円の減額は、主に介護保険事業費補助金の予算計上に伴うものであります。

戻りまして、事項別明細書の4ページをお願いいたします。次に、歳入であります。14款3項2目民生費委託金8万7000円の増額は年金生活者支援給付金給付業務市町村事務取扱交付金の交付決定によるもので、19款1項1目繰越金339万1,000円の増額は本補正の歳入不足額を補填するものであります。

続きまして、議案第72号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、第1条で歳入歳出にそれぞれ15万2,000円を追加し、予算の総額を14億118万円とするものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費15万2,000円の増額は、保険給付費等交付金を財源として資格管理のさらなる効率化のため在留資格と連携項目の追加を行う国民健康保険システム改修委託料を増額するものであります。

続きまして、議案第73号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましても、第1条で歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算の総額を15億2,025万7,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出

であります。1款1項1目一般管理費20万7,000円の増額は、第8期の介護保険事業計画策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施するための通信運搬費を計上するものであります。

8ページ以降の歳出につきましては、給付費等の決算見込みに伴いそれぞれ予算を増減するもので詳細の説明を省略させていただきます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。歳入であります。歳出補正に伴い国、道支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ補填するほか、今回の補正による歳入不足額を補填するため介護給付費準備基金繰入金23万円を増額するものでございます。

以上、議案第71号から第73号につきまして一括してご提案申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号、第72号、第73号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、第72号、第73号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第71号、第72号、第73号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第11 報告第8号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 報告第8号につきまして、ご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして、令和元年12月3日に専決処分したものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第8号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第12 選挙第9号赤平市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に壽崎光吉君、河西広美さん、大川佳彦君、山下佳織さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人の諸君を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました壽崎光吉君、河西広美さん、大川佳彦君、山下佳織さんが赤平市選挙管理委員に当選されました。

○議長(若山武信君) 日程第13 選挙第10号赤平市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に、山口芳睦君、伊藤慎一君、平松賢一君、下口雅雄君を指名いたしたいと思いません。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人の諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口芳睦君、

伊藤慎一君、平松賢一君、下口雅雄君が赤平市選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充員の繰り上げ順序については、ただいま議長が申しあげました指名推選順序といたします。

○議長(若山武信君) 日程第14 意見書案第11号令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書、日程第15 意見書案第12号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書、日程第16 意見書案第13号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の規模縮小を求める意見書、日程第17 意見書案第14号「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書、日程第18 意見書案第15号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書、日程第19 意見書案第16号英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書、日程第20 意見書案第17号公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

最初に、意見書案第13号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の規模縮小を求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(若山武信君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第14号「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(若山武信君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第11号、第12号、第15号、第16号、第17号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第21 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長(若山武信君) 日程第22 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長(若山武信君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年赤平市議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 2時41分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)